

「グループホーム あおば」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(知名町指定 第4699500080号)

当事業所はご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 利用中の医療の提供について	6
7. 事業所を退所して頂く場合	7
8. 残置物引取人	8
9. 個人情報の保護	8
10. 非常災害対策	8
11. 地域との連携	9
12. 虐待防止	9
13. 緊急時における対応方法	9
14. 苦情の受付について	10

「グループホームあおば」重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社憩いの森
- (2) 法人所在地 鹿児島県大島郡知名町下平川725番地
- (3) 電話番号 0997-93-2463
- (4) 代表者氏名 吉田 森広
- (5) 設立年月 平成20年11月28日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 認知症対応型共同生活介護
令和 5年12月 1日指定
知名町 4699600080号
- (2) 事業所の目的 介護保険の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- (3) 事業所の名称 グループホーム あおば
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県大島郡知名町余多722番地2
- (5) 電話番号 0997-93-3443
- (6) 事業所長（管理者）氏名 吉田 森広
- (7) 当事業所の運営方針
当事業所で提供する認知症対応型共同生活介護は、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、利用者のその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう、食事、入浴、排泄等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練等必要な支援を行う。
- (8) 開設年月 令和 5年12月 1日
- (9) 登録定員 9人
- (10) 居室等の概要
当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊室	個室	10室	
	合計	10室	
食堂及び居間		1室	
台所		1室	
浴室		1室	

トイレ	3室
-----	----

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定認知症対応型共同生活介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備基準です。

※居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議の上決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤 換算	指定基準
1. 管理者兼計画作成担当者	1人	1人
2. 介護職員	7人	6人以上

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付の対象となるサービス) (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合
(介護保険の給付対象とならないサービス) |
|--|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割から7割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は、介護保険負担割合証の割合に応じた額（1割～3割）の金額となります。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 調理場で利用者が調理することができます。

②入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣服の脱衣、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

③排泄

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・ 利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

(1) 〈サービス利用料金〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス料金に各種加算を加えた料金をお支払いいただくこととなります。

認知症対応型共同生活介護 [1月(30日)あたり]

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料(1割負担の場合)	22,920円	24,000円	24,690円	25,200円	25,740円
利用料(2割負担の場合)	45,840円	48,000円	49,380円	50,400円	51,480円
利用料(3割負担の場合)	68,760円	72,000円	74,070円	75,600円	77,220円

- ☆ ご利用者が入院又は外泊された場合、家賃に係る料金を頂きます。
- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

イ 加算

[初期加算]

認知症対応型共同生活介護に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。

サービス利用に係る自己負担額	30円(1日あたり)
----------------	------------

[科学的介護推進体制加算](1月あたり)

利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身等に係る基本的な情報を、厚労省に提出していること、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスの適切かつ有効な提供に必要な情報を活用している場合、科学的介護推進体制加算として下記の通り加算分の利用者負担があります。

40円

[サービス提供体制強化加算Ⅲ](1日あたり) ※支給限度額外

介護従業者のうち介護福祉士の占める割合が50%以上の場合、下記加算がされます。

6円

[介護職員処遇改善加算1] ※支給限度額外

基本料金に各種加算を足した1ヶ月の総単位数に対し、11.1%が加算されます。

[介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ] ※支給限度額外

基本料金に各種加算を足した1ヶ月の総単位数に対し、2.3%が加算されます。

[介護職員等ベースアップ等支援加算] ※支給限度額外

基本料金に各種加算を足した1ヶ月の総単位数に対し、2.3%が加算されます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

- | | | |
|---|-----|---------|
| ① 食事・おやつ代 | 1日 | 1,000円 |
| ② 家賃 | 1ヶ月 | 20,000円 |
| ③ 水道光熱費 | 1ヶ月 | 3,000円 |
| ④ 日常生活上必要となる諸費用実費
理髪・美容代、おむつ代、：実費相当額 | | |

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月15日までにお支払いください。

- ① 事業所での現金支払い
- ② 銀行振り込み

【銀行振込の場合】

奄美信用組合 知名支店 普通預金 1316220 名義) 株式会社憩いの森 代表吉田 森広

6. 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記の医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記の医療機関での診療・入院治療を義務付けるものではありません。

○協力医療機関

医療機関の名称	沖永良部徳洲会病院
所在地	大島郡知名町瀬利覚2208番地
診療科	内科・外科・産婦人科・整形外科・耳鼻科・眼科

7. 事業所を退所して頂く場合（契約の終了について）

（1）ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当事業所の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時契約を解約・解除し、事業所を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従業者が故意または過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）以下の事項に該当する場合には、当事業所から退所して頂く事があります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意または重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事などによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が、1ヶ月以上の入院治療を要するに至った場合（1ヶ月を超えても医師の診断により早期に施設へ戻れる可能性がある場合は考慮する）。
- ⑤ ご利用者が、介護老人福祉施設や、介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 円滑な退所の為の援助

ご利用者が当事業所を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所の紹介
- 介護老人福祉施設又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業所の紹介
- その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

8. 残置物引取人

契約締結に当り、身元引受人をお願いする事はありません。ただし、入所契約が終了した後、当事業所に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当事業所は、「残置物引取人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。また、引き渡しにかかる費用については、ご利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結する事は可能です。

9. 個人情報の保護

(1) 事業者は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

(2) 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を予め書面により得るものとする。

10. 非常災害対策

(1) サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執る。

(2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を

作成し、防火管理者または、火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

1 1. 地域との連携

- (1) 本事業の連携に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- (2) 本事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業者が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」と言う。）を設置し、おおむね2カ月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けると共に、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- (3) 前項の報告、評価、助言等についての記録を作成すると共に当該記録を公表するものとする。

1 2. 虐待防止

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為の措置を講ずるものとする。
 - ・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ・その他虐待防止の為の必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

1 3. 緊急時における対応方法

- (1) サービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が招じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡すると共に、必要な措置を講じる。
- (3) 利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、処置後速やかに市町村に報告する。
- (4) 事故が生じた際にはその原因を究明し、再発防止の対策を講じる。

- (5) 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

14. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

また、苦情・相談受付ボックスを玄関に設置しています。

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

苦情受付窓口（担当者）	管理者 吉田森広
TEL	0997-93-3443
FAX	0997-93-3443

(2) 行政機関その他苦情受付機関

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

知名町保健福祉課	所在地	鹿児島県大島郡知名町知名 307 番地
	TEL	0997-93-3111
	FAX	0997-93-4103
国民健康保険団体連合会	所在地	鹿児島市鴨池新町6番6号
	TEL	099-206-1984
	FAX	099-250-4307
社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会	所在地	鹿児島市鴨池新町1番7号
	TEL	099-257-3855
	FAX	099-251-6779

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基
き重要事項の説明を行いました。

グループホーム あおば

説明者職名 管理者

氏名 吉田 森広

印

私は、本書面に基ついで事業者から重要事項の説明を受け、指定認知症
対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 鹿児島県大島郡知名町

氏名

家族又は代理人住所 鹿児島県大島郡知名町

氏名